

## 第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

### ①施設の情報

名称：堀川愛生園		種別：児童養護施設	
代表者氏名：伊藤信彦		定員（利用人数）：40（30）名	
所在地：福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字丸内94			
TEL：0247-33-2739		ホームページ： <a href="http://www.geocities.jp/aiseien94">http://www.geocities.jp/aiseien94</a>	
【施設の概要】			
開設年月日 昭和20年10月1日			
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 堀川愛生園			
職員数	常勤職員： 20名	非常勤職員	2名
専門職員	施設長(専任)	1名	嘱託医 1名
	児童指導員・保育士	13名	児童指導員・保育士 1名
	栄養士	1名	
	調理員	1名	
	事務員	1名	
	臨床心理士	1名	
	個別対応職員	1名	
	家族支援専門員	1名	
施設・設備の概要	(居室数)		(設備等)
	子ども部屋23、リビング6、ダイニング6、スタッフルーム5		リフレッシュルーム、サンルーム、家庭支援棟他

### ②理念・基本方針

<p><b>【養育理念】</b></p> <p>「キリスト教精神」</p> <p>「本来子どもは家庭で育つべきである」</p> <p><b>【運営理念】【運営基本方針】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>堀川愛生園は創業時依頼の理念を大切にし、キリスト教精神に基づく施設として、小舎制養護を基本とする。</li> <li>子どもたちのよりよい育ちのために、一人ひとりが「安心」して「安全」に生活できる環境に配慮する。</li> <li>担当職員との基本的信頼関係の構築を図り、子どもたち個々の能力を活かすことのできる指導を計画、実践する。</li> <li>児童相談所をはじめとする関係諸機関との連携を大切にし、子どもの最善の利益</li> </ol>
--

を優先に考えた判断をする。

5. 地域に開かれた施設として、施設の機能とサービスを地域にも提供し、ボランティア等の受け入れや地域貢献にも積極的に参画する。

### ③施設の特徴的な取組

- 1 小舎制による家庭により近い環境を設け、少人数の中で職員との一対一の人間関係を築くことを重視した養育・支援を実践している。
- 2 NPO 法人日本こども養育研究会版養育モデルを取り入れ、子供が望ましい形で自立できることを願い、ソーシャルスキル（社会的技能）を身につけられるよう支援している。
- 3 子どもの健康管理、処遇記録、生育記録などを一元化して記録、管理するシステムを導入している。
- 4 職員間の連携が密に行われているため、対応の難しいケースが発生した場合でも、チームワークにより支援を行う体制が整っている。

### ④第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成28年9月15日（契約日） ～ 平成29年5月2日（評価結果確定日）
受審回数(前回の受審時期)	2 回（平成25年度）

### ⑤第三者評価機関名

福島県社会福祉協議会

### ⑥評価調査者研修修了番号

SK16006、2602

### ⑦総評

#### ◇特に評価が高い点

##### <小舎制による家庭的な環境での養育の実施>

施設設立当初から、「子どもは本来家庭で育つべきである」という理念に基づき、小舎制による養育を実施してきた。施設の敷地内に建てられた独立した一軒家に担当職員が住み込みで養育を行う「ホーム」体制がとられ、ハード面でもより家庭に近い環境が整備されている。子どもと職員との一対一の人間関係を築くことにより、子どもを理解し受け止めた、一人ひとりに寄り添った支援を心がけている。

##### <専門性を活かしたチームによる養育・支援>

他施設に先駆けて臨床心理士を常勤配置し、子どもに対する個別心理療法や職員に対する助言・指導、カウンセリングを実施している。基幹的職員も2名配置され、

スーパーバイザーとしてホーム担当職員を支援している。ホーム担当職員、それを支える基幹的職員や臨床心理士、さらに他の様々な職種の職員や管理職が互いに相談しやすい体制が形成されており、情報共有しながらチームとして養育・支援にあたっている。

#### <専門的なプログラムに裏付けされた養育・支援>

NPO 法人日本子ども養育研究会による「小規模ケアにおける養育モデル」や子どもの問題行動への対応方法を学ぶ「ペアレントトレーニング」を養育・支援の基本とし、職員に対する研修やトレーニングを徹底している。また、基幹的職員がスーパーバイザーとして定期的に各ホームの訪問観察を行い、評価を担当職員にフィードバックしている。全職員が同じ専門的なプログラムや手法を習得することにより職員による対応の差を少なくし、全体の資の向上に繋がっている。

#### ◇改善が求められる点

##### <施設運営に関する中・長期計画の策定>

人材の確保・育成や地域貢献活動など、施設が抱える課題は単年度で解決が図られるものではなく、複数年かけて計画的に取り組む必要がある。施設の理念や基本方針の実現に向け、現在抱えている課題や社会福祉法人改革に対応していくためにも、財政的な裏付けに基づいた中・長期の事業・収支計画の策定が求められる。また、単年度の事業計画は、中・長期計画で定めた年度毎のスケジュールに沿って具体的な取り組み内容や目標を設定することが望ましい。

##### <プライバシーや権利擁護に関するマニュアルの策定>

子どもの日常生活におけるプライバシーの保護や虐待防止といった子どもの権利擁護に関わる取り組みは、子どもを尊重した養育・支援の実施における重要事項である。そのため、施設の特性に応じたプライバシーや権利擁護に関するマニュアル等の策定が必要であり、職員が共通認識を持てるように具体例を示した内容であることが望ましい。

#### ⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

今回で2回目の受審となり、前回指摘されて改善できた点、未だ十分に取り組みきれていない点などを丁寧に評価していただきました。改善すべき点として挙げられた、中・長期計画については前回から課題として挙げられていましたが、策定できないままとなっていました。今後の重点課題としていきます。権利擁護マニュアルの策定についても、29年度中には実施する予定です。また、実施されたアンケートにより明らかになった子どもたちの声を、真摯に受け止めつつ改善に勤めたいと考えています。

小舎制養護による家庭に近い養護の実践をより充実し、子どもたちだけでなく職員にとっても「安心」「安全」を第一に生活を整えていくために、法人役員とともに更なる努力と研鑽を積んでいく所存です。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 41 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※判断基準（a、b、c 評価）の定義

「a 評価」：よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態

「b 評価」：a に至らない状況、多くの施設・事業所の状態、a に向けた取組みの余地がある状態

「c 評価」：b 以上の取組みとなることを期待する状態

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

### 共通評価基準（45 項目）

#### 評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

##### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	Ⓐ・b・c
<コメント> 理念、基本方針については、施設パンフレット、ホームページ、事業計画等に記載されている。また、施設長が機会を捉えて職員に説明・周知するようしており、新任職員の研修にも取り入れられている。		

##### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・Ⓑ・c
<コメント> 福祉を取り巻く基本的な動向は県・全国組織を通して把握している。経営状況については、次年度の事業計画・予算作成の際に 1 年を振り返りながら見通しを立てているが、中・長期計画に反映させられるような十分な分析とはなっていない。		
③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・Ⓑ・c
<コメント> 人材確保の課題に対しは、勤務形態を見直すなどの具体的な取組を行っている。今後の施設の在り方について、職員全員が問題意識を持てるよう、職員会議の場などで働きかけ		

を行っているが、中・長期的な視点に立って経営課題を明らかにし、解決・改善に向けて取り組めるとなお良い。

### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>今後の施設定員に関する計画はあるが、経営課題や問題の改善に向けた具体的な中・長期計画の策定は行われていない。現在抱えている課題や、今後、社会福祉法人改革に対応していくためにも、財務面の裏付けに基づいた中・長期計画の策定が求められる。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>中・長期計画が策定されていないため、単年度毎の事業計画策定になっている。事業計画策定時には、必ずこれまでの振り返りを行っているため、事業計画はホームや職種ごとの課題や目標が示された内容となっている。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>単年度の事業計画策定にあたっては、ホームや職種毎に事業の振り返りを行い、課題に対する改善や目標を次年度の計画に反映させるようにしている。その後、全職員が参加し、数回にわたって事業計画案の内容を検討した上で策定されている。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園長から子どもたちに対し、年初めに年間の目標を、夏休みや冬休みの長期休み前には過ごし方などについて話をしている。行事やイベントなどの予定はホーム毎に職員から伝達するとともに回覧や掲示を行っている。</p>		

### I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p>		

<p>「小規模ケアにおける養育モデル」や「ペアレントトレーニング」に基づき、全職員が日々の養育・支援や問題行動等に対して同じ対応が出来るよう、スキル習得のための研修やスーパーバイザーによる観察・助言を行っている。月1回の学習会（事例検討）や次年度計画策定の振り返り時などにおいて、養育・支援の内容を評価、分析している。</p>		
9	<p>I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。</p>	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>評価結果に対し、職員の共通理解を図ったうえで改善策に取り組んでいる。改善が必要な都度、出来ることから対応しているため、計画的な取り組みにまでは至っていない。</p>		

## 評価対象Ⅱ 施設の運営管理

### Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
<p>Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。</p>		
10	<p>Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。</p>	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設長は、法人の運営・理念に基づく自らの考えを職員会議や新年挨拶の場などで随時表明しており、職員もその考えを理解している。</p>		
11	<p>Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。</p>	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>社会福祉法人施設長会議や苦情解決研修など、福祉関係や子どもを守るために必要な研修には適宜参加している。一方、福祉分野に限らず、労務管理や防災など施設管理に必要な幅広い分野について遵守すべき法令を把握し、職員に周知していくことも必要である。</p>		
<p>Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。</p>		
12	<p>Ⅱ-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。</p>	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもたちと夕食を一緒にとるなど、日々子どもたちと関わり、各ホームの状況を把握することを心がけている。職員に対しては、職員会議や日誌の確認の際などを通して随時指導・助言を行っている。また、2名配置されているスーパーバイザーに対する助言・指導も施設長や管理職が行っている。</p>		
13	<p>Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。</p>	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>人材確保のための勤務体制の見直し、施設の課題・改善について上層部の意見統一を図るための主任会議の開催など、経営の改善や業務の実効性に向けた取り組みを行っている。</p>		

## II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>毎年7月には次年度の職員採用計画を決定するなど、早めの求人活動を行っている。しかし、必要な福祉人材（資質・資格）や育成に関する方針について、事業計画や研修目標にはある程度示されているが、今後、施設の事業展開に沿った具体的な計画が必要である。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「期待する職員像」は事業計画の中で示されているが、概要的なものである。職員を客観的な基準で評価できるようにするとともに、職員自らが将来に向けて努力することができるよう、より具体的に階層別の「期待する職員像」を示すことが望ましい。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	<b>a</b> ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員は主に住み込みで勤務しているが、有給休暇はほぼ希望どおり取得できている。結婚しても働き続けられるよう勤務体制を考慮したり、産休・育休にも対応している。また、職員の休暇や人手が少ない時間帯に対応するため、調理を担当する非常勤の家事支援スタッフを採用する計画がある。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>個人毎の目標設定や年間を通じた研修計画、評価や振り返りといった個人研修計画の策定には至っていない。しかし、月1回の内部研修の実施や、職員自身の希望によりほぼ全員が年に1回以上外部研修を受講するなど、研修の受講機会は十分に確保されている。</p>		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設が求める職員の資質や年間の研修目標は事業計画などに示されている。しかし、個々の職員の研修計画が策定されていないため、必要な知識・技術は何か、そのための研修受講が行なわれたか等、施設の研修目標・計画に沿って個々の職員の研修が実施されたかどうか確認できない。</p>		



19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>外部研修の受講は職員の希望制となっており、受講の促しはするが施設側からの指示で受講させることはなく、職員の自主性にまかされている。殆どの職員が年1回以上外部研修に参加し、内部研修も月1回以上行われている。新人職員にはOJTを中心とした育成プログラムが準備されている。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>年間を通して保育士の実習生を受け入れている。実習生の受け入れマニュアルが整備され、実習の2～3週間前には担当職員がオリエンテーションを実施し、児童養護施設に対する理解が深まるよう努めている。</p>		

### Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>ホームページを設けて、法人の理念・基本方針及び事業報告・決算等の法人情報を公開している。また、年2回発行される広報紙には施設長の所信表明や施設の様子を掲載し、福祉関係者、学校関係者、卒園生、職員家族等に配付されている。</p>		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・㉑・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>年に1回、監事監査が行われ、監事には税理士が含まれている。必要に応じて経理等に関して外部の専門家から助言をもらうこととしているが、ここ数年は行われておらず、外部監査の活用もされていない。小規模な施設であっても、適正な施設運営のために、積極的に外部の専門家からの助言・指導を得ることが望ましい。</p>		

### Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p>		

<p>現在の場所に施設が移転してから60年以上経っており、地元との関わりも深い。地元の子ども会に属し、夏休みのラジオ体操、夏祭り等に参加しており、施設の行事へ地元住民が参加することもある。ホーム毎に建物が独立しているため、学校の友人が遊びに来やすい環境となっている。</p>		
24	<p>Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>ボランティア受け入れマニュアルを整備し、ボランティアに対しては事前にオリエンテーションを行っている。新規ボランティアの申し入れがあった際は、受け入れの可否を職員会議で協議し決定するが、子ども達のためになる一方、情報を知られるリスクもあるため慎重に対応している。</p>		
<p>Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。</p>		
25	<p>Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもたちの生活に深くかかわっている学校や児童相談所とは、日々丁寧に情報をやり取りしている。また、町の要保護児童対策協議会への参加を始め、行政主催の会議や民間団体が実施する活動への職員派遣などにも多数協力している。</p>		
<p>Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>		
26	<p>Ⅱ-4-(3)-① 施設が有する機能を地域に還元している。</p>	<p>a・㉑・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設のホールを活かし、年1回は福祉関係者が参加する外部向けの研修を開催している。また、里親や学校、行政などから子育てに関する相談が個別に寄せられることがあり、その都度対応している。今後、社会福祉法人には地域への社会貢献事業の実施が求められることから、高い専門性を持った職員が多数いることを活かした相談支援事業等の実施が望まれる。</p>		
27	<p>Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p>	<p>a・㉑・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>町民児協の勉強会を年1回、施設のホールにて行い、児童養護の現状を伝えている。外部の福祉関係者向けの研修会開催、子育てに関する個別相談への対応等も実施している。今後、児童家庭支援センターやショートステイ、トワイライトステイ等の事業実施について検討する予定である。</p>		

## 評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

### Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

	<p>第三者評価結果</p>
--	----------------

Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設全体で「小規模ケアにおける養育モデル」を基本にした子どもを尊重する養育・支援に取り組んでいる。職員会議や学習会、スーパーバイザーによる訪問観察等を通して、適切な養育・支援が行われているか常に職員同士で確認している。また、次年度計画を策定する際の振り返りにおいて、取り組みの評価を行っている。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した養育・支援提供が行われている。	a・㉒・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>個室化など、子どものプライバシーを守れるような生活環境が整備されている。また、全国児童養護施設協議会が作成した「チェックリスト」により年4回取り組み状況をチェックし、職員の理解が図られている。しかし、プライバシー保護に関する明確な規定・マニュアル等は整備されていない。</p>		
Ⅲ-1-(2) 養育・支援の提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援選択に必要な情報を積極的に提供している。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保護者や子ども向けのパンフレットが作成され、パンフレットは毎年見直しを行っている。フェイスブックで季節やイベントごとの施設の様子を紹介している。入所前に希望があれば保護者の見学受け入れを行っている。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a・㉒・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもに対しては施設での生活がより詳しくイメージできる「みんなのルール」が準備され、日常生活に関する事項を説明している。子どもの養育場面では、何が出来ていないのか、何が必要なのかを子どもに共に考える機会を持つように努めている。しかし、保護者に関しては児童相談所が間に入る事が多く、説明を行ったり同意を得られる機会は少ない。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a・㉒・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>地域や家庭への移行を見据え、自立支援を念頭においた養育・支援を行っている。施設退所後に相談窓口となる職員の連絡先を子どもに伝えてはいるが、口頭での説明であり、文書等は渡していない。</p>		
Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・㉒・c
<p>&lt;コメント&gt;</p>		

<p>ホーム会において、行事や外出、物品購入など生活上の様々なことを子どもたちと共に話し合っている。また、園長と高校生が話し合う高校生会があり、要望があった都度行われている。出された希望は職員会議等で検討されるが、「調査」という形で満足に関する把握は行っていない。</p>		
<p>Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 苦情解決の体制が整備され、苦情解決に関する資料を保護者と子どもに配付し、説明している。苦情があった場合の対応について記録されており、理事会でも報告が行われている。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a・㉒・c
<p>&lt;コメント&gt; ホームのリフレッシュルームや、管理棟の和室や図書室など、落ち着いて相談できるスペースがある。相談する相手を選べることは子どもたちに口頭で伝えており、ホーム担当職員以外に園長・副園長などに相談されることもある。家庭的な環境を大事にしているためホーム内に苦情解決等の掲示は行っていないが、子どもがいつでも確認できるように、相談相手を選べることなどを分かりやすく説明した資料を配布しておく必要がある。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・㉒・c
<p>&lt;コメント&gt; 日々の養育の中やホーム会で出された相談・意見には、ホーム担当職員や管理職を中心に対応している。体育館前に設置された意見箱に投書された意見には、職員会議を中心に対応している。相談・意見を受けた際のマニュアルは整備されていないが、どのような相談・意見が出されても適切に対応できるよう、対応の手順等を定めておく必要がある。</p>		
<p>Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の提供のための組織的な取組が行われている。</p>		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・㉒・c
<p>&lt;コメント&gt; 事故対応マニュアルや防災管理に関するマニュアルが整備されており、主任会議を中心にリスクマネジメントについて話し合われている。しかし、日々のヒヤリハットの収集は今年度から始めたばかりであり、事例を基にした防止策の検討が今後必要である。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 感染症予防対応、インフルエンザ対応、食中毒対応及び食生活に関して、専門家が作成した外部のマニュアルを取り入れている。毎年、外部研修を受講した職員から最新の情報（マニュアル）に関する伝達研修が行われ、全職員に周知されている。</p>		

39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設の立地を踏まえた自然災害マニュアル、地震のマニュアル、夜間防火管理体制マニュアルが整備されている。防災訓練は午前や午後など時間帯を変えて実施している。職員による夜間の想定訓練も行っている。</p>		

### Ⅲ-2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 提供する養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が提供されている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>全職員に対し「小規模ケアにおける養育モデル」や「ペアレントトレーニング」のトレーニングが行われている。スーパーバイザーによる訪問観察により、適切に養育・支援が行われているがどうか職員にフィードバックする機会がある。また、「生活のマニュアル」に子どもたちへの働きかけや指導の仕方を示しているが、マニュアルの中に子どものプライバシーに関する記載が無い場合、生活場面で尊重すべきプライバシーについて明確に示す必要がある。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>標準的な実施方法等が記載された各種マニュアルは、年に1回全職員による読み合わせが行われ、必要に応じて改正している。職員の意見だけでなく、子どもから日頃出されている意見も踏まえながら改正されている。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより養育・支援実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な養育・支援実施計画を適切に策定している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>自立支援計画策定に先立ち、子どもの生活上の達成状況を確認する「効果測定」を年1回実施している。自立支援計画は上半期、下半期の年2回作成している。担当職員が作成し、ホームの他職員が内容を確認した後、全職員が参画して協議を行っている。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に養育・支援実施計画の評価・見直しを行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>自立支援計画は上半期、下半期の年2回、全職員が参画して見直されている。その他、担当職員及びホームチームにより月1回の振り返りが行われ、処遇の見直しや目標設定を行っている。</p>		
Ⅲ-2-(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。		

44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>ホームの日誌や子ども一人ひとりの記録はシステム化され、統一した様式で記録されている。記録のシステムは施設内の LAN システムにより、職員間で情報共有できるようになっている。また、記録内容が適切かどうかを中堅職員や副園長が指導し、週1回園長が内容確認を行っている。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・㉒・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>記録がシステム化されたことから、パソコンのパスワードと ID 入力や、外部ネットワークに繋がらないなどの情報漏洩対策をとっている。なお、個人情報保護規定が策定されているが、情報開示に対する詳細が記載されていないなど、より具体的な取扱いを定めておく必要がある。</p>		

## 内容評価基準（41 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

### A-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮		
A①	A-1-(1)-① 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「小規模ケアにおける養育モデル」に関する職員研修等を通して、養育の実践の共通理解が図られている。2名のスーパーバイザーの配置により、定期的にスーパービジョンが行われている。</p>		
A②	A-1-(1)-② 子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>学校の授業の一環で生い立ちを調べる時や進路決定の時期など、子どもの発達状況や受け止める能力に応じて、児童相談所、学校等と連携を図りながら伝えている。</p>		
A-1-(2) 権利についての説明		
A③	A-1-(2)-① 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	a・㉒・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>日頃から職員同士で子どもの権利を尊重した養育・支援となっているかどうか話し合っ</p>		

<p>いる。児童部会職員研究会が開催する子どもの権利に関する学習会等、外部研修を受講している。子どもには権利ノートや「生活のルール」などを活用しながら日々の養育の中で伝えているが、定期的・意識的に行われているわけではない。</p>		
<p>A-1-(3) 他者の尊重</p>		
A④	<p>A-1-(3)-① 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>小舎制養護により子どもと職員とのふれあう時間が十分確保されている。また、行事やイベントの実施を通して子ども同士が協力し合ったり、地域の人と交流する機会が多く、他者への尊重や配慮する心が育まれている。</p>		
<p>A-1-(4) 被措置児童等虐待対応</p>		
A⑤	<p>A-1-(4)-① いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めするような行為を行わないよう徹底している。</p>	<p>㉑・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>管理規定に体罰等の禁止が明記されている。事業計画でも虐待防止のための対応が明記されている。事故防止対応マニュアルには体罰の具体例は示されていないため、職員にわかり易くするために、具体例を示すとなお良い。</p>		
A⑥	<p>A-1-(4)-② 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。</p>	<p>a・㉑・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>不適切なかかわり防止のため、職員の配置や勤務体制の変更をするなどして対応する体制が整備されている。しかし、具体的な例がマニュアル等で示されていないため、日常の支援のあり方を振り返るためにも具体的例示が必要である。</p>		
A⑦	<p>A-1-(4)-③ 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。</p>	<p>a・㉑・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>被措置児童等虐待の届出・通告制度について、事故防止対応マニュアルに記載の「事故発生時の対応」だけでは十分に対応しきれないため、確認方法や通告の責任者等、具体的な対応方法について記載することが必要である。</p>		
<p>A-1-(5) 思想や信教の自由の保障</p>		
A⑧	<p>A-1-(5)-① 子どもや保護者等の思想や信教の自由を保障している。</p>	<p>a・㉑・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもや保護者等の思想や信教の自由は保障しているが、情操教育の一環としてキリスト教を取り入れているため、食事前のお祈りなど日常生活で宗教に触れる機会は多い。</p>		
<p>A-1-(6) 子どもの意向や主体性への配慮</p>		
A⑨	<p>A-1-(6)-① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っ</p>	<p>㉑・b・c</p>

	ている。	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>児童相談所と連携し、可能な限り入所前に2～3回子どもや保護者と面談を行い、施設での生活などを説明することで不安解消につなげている。また、個別対応職員を配置し、被虐待児童等の個別対応が必要な子供や、保護者への援助を行っている。</p>		
A⑩	A-1-(6)-② 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>ホーム会や高校生会などで子どもからの要望等をきくなどして、生活全般について共に考え、生活改善に取り組んでいる。</p>		
A-1-(7) 主体性、自律性を尊重した日常生活		
A⑪	A-1-(7)-① 日々の暮らしや、余暇の過ごし方など健全な生活のあり方について、子ども自身が主体的に考え生活できるよう支援している。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>生活のマニュアルやみんなのルールの活用により、テレビ、ビデオ、パソコン、ゲーム等の適切な使用の配慮がなされている。学校の部活動やスポーツ少年団などの地域活動への参加希望にも応えている。</p>		
A⑫	A-1-(7)-② 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>年齢や能力に応じた金銭の管理ができるよう小遣い帳をつけており、使い方を見て職員が助言することもある。一緒に買い物に行ったり、各ホームに配付する食材にあえて値札を付けたままにするなど、日常生活の中で値段の相場や金銭感覚を身に着けられるよう工夫している。</p>		
A-1-(8) 継続性とアフターケア		
A⑬	A-1-(8)-① 家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう復帰後の支援を行っている。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）を配置し、家庭復帰にあたって必要な支援を検討している。家庭復帰後は、児童相談所と連携を取りながら状況把握を行い、相談があった場合の記録を整備している。</p>		
A⑭	A-1-(8)-② できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>高校を中退した子どもの措置延長や大学進学による措置延長について、児童相談所と連携しながら支援を行っている。</p>		



A⑮	A-1-(8)-③ 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）、園長が退所後の相談窓口になり対応をしている。家庭支援棟を活用して、いつでも戻って来れる場を用意したり、退所者が集まれる機会を設けている。</p>		

## A-2 養育・支援の質の確保

A-2-(1) 養育・支援の基本		
A⑯	A-2-(1)-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもとの信頼関係の構築を第一義的に考え、子どもの心情の理解を図るとともに、複雑な問題をもっている子どもに対しても、個別的な支援を行っている。職員の経験により子どもへの対応に差がでないよう、スーパーバイザーの助言、指導が受けられる。</p>		
A⑰	A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>小舎制養育で各ホームに職員が住み込んで生活を共にしており、常に身近に職員がいることによって信頼関係が構築されやすい体制が整えられている。</p>		
A⑱	A-2-(1)-③ 子どもを力信じて見守るという姿勢を大切に、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>忙しい時間帯に職員が目が行き届かことが無いよう職員の配置に配慮し、子どもを見守りながら、賞賛、励まし、感謝、指示、注意等の声かけの支援を行っている。つまずきや失敗があっても、主体的に問題を解決したり、責任感を学べるよう支援している。</p>		
A⑲	A-2-(1)-④ 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>学びの場とし学習室や図書室が管理棟に設けられている。敷地内の遊具や体育館で遊ぶ以外に、地域の図書館や体育館も積極的に活用している。</p>		
A⑳	A-2-(1)-⑤ 秩序ある生活を通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>身辺自立が出来ずに入所してくる子どもが多い中、施設内研修で子どもへの説明の仕方を具体的に学び、職員が身近なモデルになって、基本的生活習慣、社会常識、社会規範の習得が出来るよう支援を行っている。</p>		
A-2-(2) 食生活		

A⑳	A-2-(2)-① 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>栄養士による献立により、各ホームの台所で職員が調理を行っているため、食事の時間がずれても温かいもの、冷たいものが適温で提供できる。明るく清潔が保たれたダイニングにおいて、全員でコミュニケーションをとりながら食事をしている。茶わん、箸などは個人の好みに準備されている。</p>		
A㉑	A-2-(2)-② 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>栄養士が各ホームを訪問したり、嗜好調査や職員会議で献立検討を行なうなど、定期的に食事について振り返っている。誕生日には子どもの希望メニューをとり入れており、ケーキも手作りしている。また、食物アレルギーのある子どもに対しても適切に対応している。</p>		
A㉒	A-2-(2)-③ 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>季節や行事に応じた料理を提供している。食事はホームの台所で作られているため、当番で配膳や片づけを手伝う以外にも、簡単な調理の手伝いやおやつを手作りするなど、調理を身近に体験できる。職員と子どもが買い物に行き、一緒に材料を選ぶ機会も設けている。</p>		
A-2-(3) 衣生活		
A㉓	A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員と子どもが話し合っ作成した衣類のマニュアルにより、目的場所に応じた衣類の選び方をしている。職員が購入したり、子供と一緒に買い物に行っている。高年齢児は自立に向けて、自分で洗濯を行うことを指導している。</p>		
A-2-(4) 住生活		
A㉔	A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美されている。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>ホーム毎に季節の飾りつけや植物が随所に置かれ、家庭的な雰囲気醸し出されている。生活のマニュアルに基づき、居室等の掃除を実施し清潔に努めている。自分の居室の掃除や月1回の大掃除を行い気持ちよさを体験することによって、掃除の習慣が身につくようにしている。</p>		
A㉕	A-2-(4)-② 子ども一人ひとりの居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>年少児は担当職員の近くに部屋を配置したり、子ども同士の相性に配慮したりして居室を決めている。個室が確保されているが、希望により仕切りを外して2人部屋にすることがで</p>		

きる。各部屋は子どもの趣味・嗜好に合わせて飾りつけがされている。		
A-2-(5) 健康と安全		
A⑳	A-2-(5)-① 発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>生活、身体の健康も含めて、自己管理ができない子どもに対して、習慣が身につくよう支援している。理美容はボランティアも利用しながら、定期的に行っている。</p>		
A㉑	A-2-(5)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>毎月身体測定を実施している。医療機関を受診している子どもが多いため、定期的に通院している子どもには職員が必ず同行し、医療機関との連携を図っている。服薬は各ホームで職員が行っている。職員は救急救命や感染症予防の講習会に参加し、復命等により周知をしている。</p>		
A-2-(6) 性に関する教育		
A㉒	A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達段階に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a・㉓・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「小規模ケアにおける養育モデル」の性に関するスキルを職員が学び、子どもの発育状況に合わせて各ホームの職員が個別に対応している。学習カリキュラムは特に用意していないため、性教育マニュアルの作成や勉強会の実施等が今後の課題である。</p>		
A-2-(7) 自己領域の確保		
A㉓	A-2-(7)-① でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>所有物には目立たないように名前を書き、自他の区別をしている。個別に整理タンス、学習机を使用している。身につけるもの、日常的に使用するものは個人所有とし、一緒に買い物に行くなど新しいものを準備している。</p>		
A㉔	A-2-(7)-② 成長の記録（アルバム等）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。	a・㉓・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設で行なった行事の写真は、ホームのリビングなどに飾っている。写真はデータで管理されており、卒園時にアルバムを作成し渡している。子どもがいつでも写真データを見られるよう、ホームのパソコンにも保存しておくなどの工夫が求められる。</p>		
A-2-(8) 行動上の問題及び問題状況への対応		
A㉕	A-2-(8)-① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもの行動に隠された心情に配慮しながら適切に対応できるよう、危機的介入方法の研</p>		

修等を通して、具体的な対応体制を整えている。園長・副園長のほか、心理職員や専門病院から派遣された臨床心理士の助言を受けながら解決にあたっている。		
A③③	A-2-(8)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>日ごろから子どもの些細な変化にも気づくよう心掛け、毎日の10時の報告会で状況を確認している。危機的介入法や予防的教育法といったスキルを学習し、発生した場合は長期化しないような対応を行っている。</p>		
A③④	A-2-(8)-③ 虐待を受けた子ども等、保護者等からの強引な引き取りの可能性がある場合、子どもの安全が確保されるよう努めている。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>児童相談所、警察と日ごろから連携を図りながら対応している。強引な引き取りの可能性があるときは職員と一緒に登校したり、学校に連絡をしている。</p>		
A-2-(9) 心理的ケア		
A③⑤	A-2-(9)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>常勤の臨床心理士（心理職）を配置し、心理的な支援を必要とする子供については自立支援計画に基づき、定期的に個別心理療法による支援を行っている。また、心理職から子どもの担当職員へのスーパービジョンを行っている。</p>		
A-2-(10) 学習・進学支援、進路支援等		
A③⑥	A-2-(10)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>学習室、図書室などの学習環境が整備されている。各ホームの職員が学習支援を行っているが、公文式教材の活用などにより基礎学力の向上を図っている。連絡帳、電話連絡等で学級教師とも連携をとっている。子どもの希望があれば家庭教師や学習塾の利用も可能である。</p>		
A③⑦	A-2-(10)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>学校が主となって進路調整を行うが、施設でも児童相談所や親の意見を聴きながら子どもと話し合いを重ね、進路決定の支援をしている。各種奨学金等の経済的な援助に関する情報も提供している。</p>		
A③⑧	A-2-(10)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a・㉒・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>自立に向け、アルバイトは本人の希望があれば学校の規則に則って認めている。時間や曜日などの条件について職員と話し合い、アルバイト先を決めている。学校が資格取得を奨励していることが多く、県の奨励金を利用して取得にかかる費用を施設が負担している。</p>		

A-2-(11) 施設と家族との信頼関係づくり		
A③⑨	A-2-(11)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）を配置し、相談窓口を明確にして関係機関と連携しながら家族との信頼関係づくりに取り組んでいる。保護者との面会や外出、一時帰宅に際しては、保護者に事前に注意事項を伝達するとともに、その後の子どもの様子を注意深く観察している。</p>		
A-2-(12) 親子関係の再構築支援		
A④⑩	A-2-(12)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>家庭支援棟等を利用して家族との面会や宿泊を行い、親子の時間を持つことで関係を再構築できるよう支援を行っている。家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）が児童相談所等と連携しながら、各家庭の実情に応じて子どもと家族の再統合に取り組んでいる。</p>		
A-2-(13) スーパービジョン体制		
A④⑪	A-2-(13)-① スーパービジョンの体制を確立し、施設の組織力の向上に取り組んでいる。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>2名の基幹的職員（スーパーバイザー）を配置し、訪問観察による指導・助言などのスーパービジョンを行っている。全職員参加の職員会議を核とし、情報共有やチームワークが図られている。ホーム担当職員、基幹的職員、管理職が互いにいつでも相談しやすい体制が確立されており、組織力の向上に繋がっている。</p>		